

内国アクティブ運用型 E T F の商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

グローバル X 超短期円建て債券 ETF

(コード : 502A)

管理会社名

Global X Japan 株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤岡 智男

問合せ先 運用ソリューション部

T E L . 03-3528-8555

1. 運用方針の概要

(1) ファンドの目的

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

(2) 投資対象資産

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

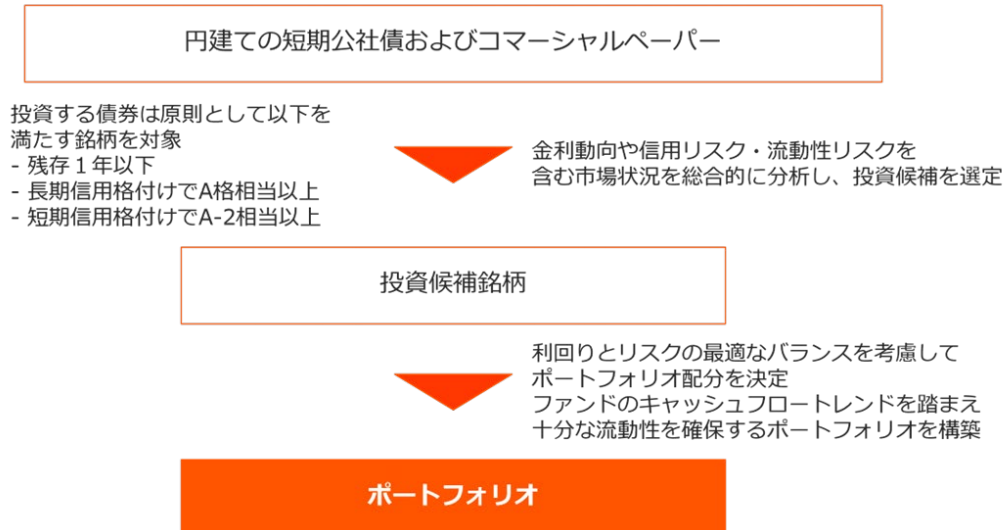
(3) 投資態度と運用プロセス

- ①主として、内外の短期公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。また、現先取引の指図をすることがあります。外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- ②原則として、残存期間が 1 年以下の公社債およびコマーシャル・ペーパーへ投資を行います。
- ③原則として、投資する債券の格付けは、取得時において長期信用格付けで A 格相当以上、短期信用格付けで A-2 格相当以上とします。信用格付のない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断するものを含みます。
- ④運用の効率化を図るため、先物取引を利用することがあります。このため、債券等の組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそ

れをいいます。)を減じる目的

- ⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

●グローバルX 超短期円建て債券 ETFの運用プロセス



(4) 主な投資制限

①株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②投資信託証券への投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 分配方針

原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および信託報酬等を控除した額の全額について分配します。ただし、分配額がゼロとなる場合があります。

2. 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債、コマーシャル・ペーパーなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

② その他

イ. 解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 市場の急変時等には、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

ニ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受け付けを中止することがあるほか、すでに受け付けたお買付け・ご換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受け付けを中止することがあるほか、すでに受け付けたお買付けの申込みの受け付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

3. 想定投資者属性

当 ETF は内外の短公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うアクティブ運用型 ETF です。したがって、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。投資に当たっては、当 ETF の商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型 ETF の以下の点にご留意く

ださい。

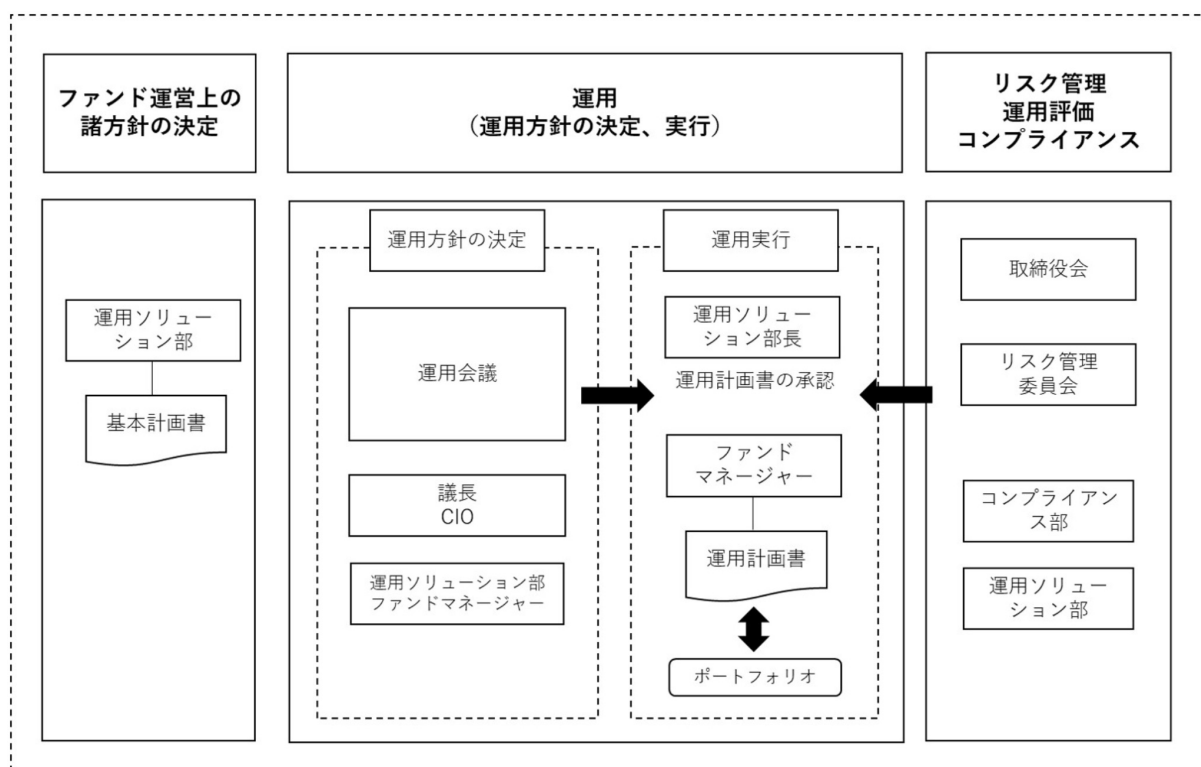
- アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと

4. 管理会社の運用体制の状況

(1) 組織図及び各組織の業務の概略

当ETFの運用体制は以下の通りです。

- イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



(2) 運用責任者等に関する説明

当ETFの運用責任者の運用経験年数は下記の通りです。

運用ソリューション部長（CIO）：運用経験年数20年以上

(3) 管理会社の運用実績

当社が運用する債券ETFの運用実績は以下の通りです（ETFへの投資を通じて運用を行うものを除く）。

2 本、223 億円（2025 年 10 月 31 日時点）

※いずれもパッシブ型のファンド

(4) 内部管理体制の整備状況

当社の内部管理体制は以下の通りです。

イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

(5) コンプライアンス体制の整備状況

当社では、業務運営におけるコンプライアンス及びリーガルリスク管理に係る基本的事項を定め、もってコンプライアンス及びリーガルリスクに係る内部管理体制の確立を通じ、業務の健全性・適正性を確保することを目的とする「コンプライアンス規程」を定めています。また、行動規範としては、「倫理規程」・「倫理行動規範」を策定しており、加えてコンプライアンスに係る包括的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を整備しております。四半期ごとに実施しているコンプライアンス研修にて、必要に応じマニュアルに関する研修を行っています。加えて、事務過誤、法令違反があった場合の各種対応を社内規程として整備しています。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

当 ETF のポートフォリオ情報については、日々売買立会開始前までに確定した内容を提供します。当該情報の提供媒体と URL は下記の通りです。

管理会社ウェブサイト

<https://globalxetfs.co.jp/index.html>

株式会社日本取引所グループウェブサイト

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/index.html>

以上

1. 金融商品の目的・機能

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 損失が生じるリスクの内容

当ETFに係るリスクは主に以下の通りです。

- 公社債の市場価格の変動による影響を受けます。
- 投資先の債務不履行等の影響を受けます。
- 投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等による影響を受けます。
- 当ETFの市場価格は、取引所における取引を通じ、需給を反映して決まるため、必ずしも基準価額と一致するものではありません。

3. 管理会社が想定する購入層

当ETFは内外の短期公社債およびコマーシャル・ペーパーに投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うアクティブ運用型ETFです。したがって、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。投資に当たっては、当ETFの商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型ETFの以下の点にご留意ください。

- アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きする場合があること
- 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと

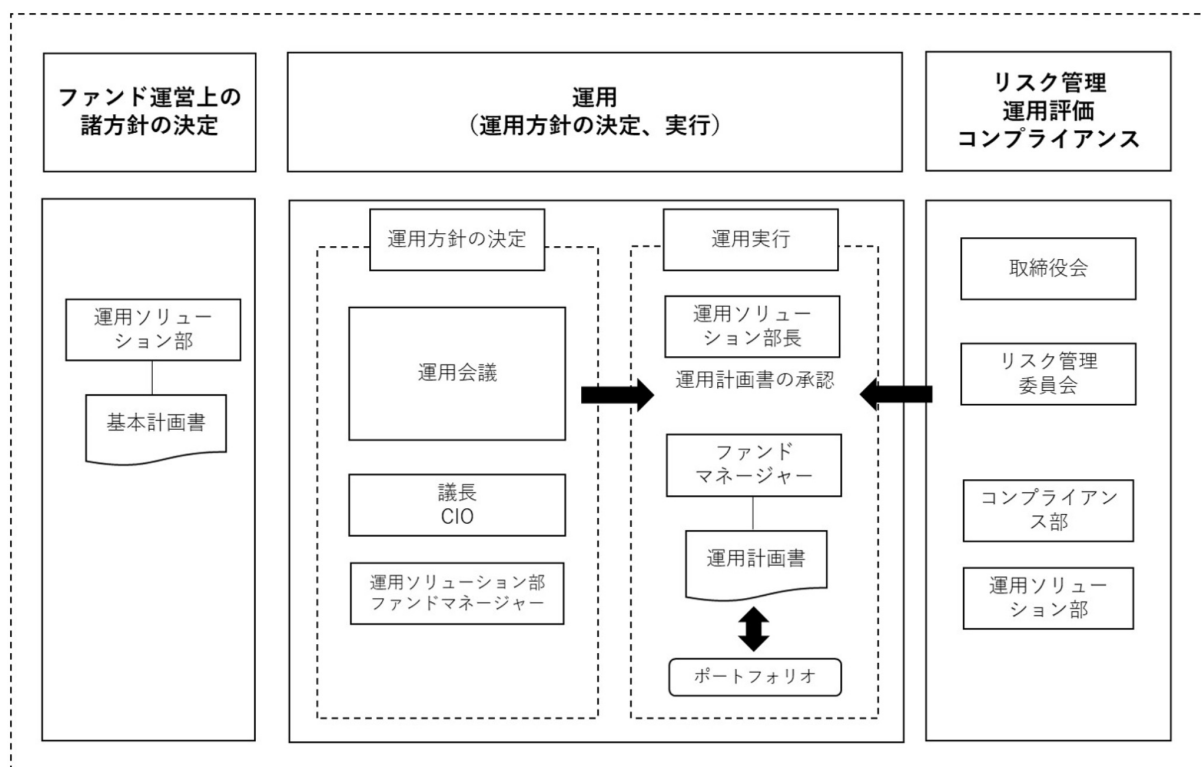
4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

○経営・運用体制

当社では、投資家の皆さまの利益を第一に行動すべく、以下の通り運用体制を構築しています。

① 運用体制

- イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
- ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等に当たって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、月1回運用会議を開催します。必要に応じて運用方針等の変更を審議・決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、ファンドの新規設定時に基本計画書に定められた各ファンドの諸方針を踏まえ基本的な運用方針を策定し、運用計画書を作成します。運用ソリューション部長（CIO）は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書との整合性等を確認し、承認します。運用方針を含む運用計画書の変更は、運用会議において審議・決定され、ファンドマネージャーは変更運用計画書を作成し、運用ソリューション部長（CIO）の承認を受けます。また、基本計画書の変更が必要と判断された場合は、運用ソリューション部は変更案を商品会議に上程し、商品会議において、変更を審議・決定します。

○検証体制

当社では、以下の会議体等により検証および実行状況の確認を実施しています。

【運用会議】

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、パフォーマンスの検証を行い、運用の改善が必要なファンドの特定や運用方針の決定を行います。

【商品会議】

運用ソリューション部が事務局となり、商品性、情報開示など当社が運用する商品の品質の維持・向上に関す

る事項の報告、審議、決定を行います。

【リスク管理委員会】

コンプライアンス部が事務局となり、ファンドのパフォーマンス評価および運用リスクの管理状況についての報告・協議、対応方針の決定などを行います。

【投資制限管理】

コンプライアンス部は運用リスク等管理規程に基づき、信託財産等における組入状況を把握し、当該組入状況が信託約款等に定める投資制限に抵触した場合にこれを是正し又はその是正を要求することにより、信託約款等に定める投資制限の遵守と当該信託財産等の運用方針に即した運用の確保に努めます。

【利益相反管理】

当社は、資産運用のプロフェッショナルとして、フィデューシャリー・デューティの精神のもと、日々の業務を遂行しています。当社は、大手金融グループの一翼を担う資産運用会社として、資産運用業務を行うにあたっては、当社またはグループ会社と顧客との間で利益相反が生じる可能性があることに留意しております。このような状況を踏まえ、当社では、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、利益相反の可能性のある取引等を管理する体制を整えております。